

とちぎの特別栽培農産物生産登録申請書

塩谷アグリテック 様

住所 栃木県矢板市木幡1170
氏名 柳田章 印
(電話番号0287-43-1964)

とちぎの特別栽培農産物認証・表示要領第5の1の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請(変更)します。
なお、要領第4の(3)の当該農産物に係る栽培管理情報の開示方法については、(2)独自に公開)両方にするものとします。

記

番号	作目・作型	生産圃場の所在地	筆数	栽培面積	備考
1	水稲・早期栽培	矢板市富田349	5	8290	
2	水稲・早期栽培	矢板市木幡稲荷前1108	1	370	
3	水稲・早期栽培	矢板市木幡稲荷前1109	2	2556	
4	水稲・早期栽培	矢板市木幡御領2387	1	1666	
5	水稲・早期栽培	矢板市木幡御領2388	2	3322	
6	水稲・早期栽培	矢板市木幡八斗蒔1538-2	2	3275	
7	水稲・早期栽培	矢板市木幡八斗蒔1529-2	1	2066	
8	水稲・早期栽培	矢板市木幡八斗蒔1530-1	1	2310	
9	水稲・早期栽培	矢板市木幡八斗蒔1530-2	1	1231	
10	水稲・早期栽培	矢板市木幡八斗蒔1531-1	1	1332	
11	水稲・早期栽培	矢板市木幡八斗蒔1531-2	1	2,105	
12	水稲・早期栽培	矢板市木十二社1595	1	2097	
13	水稲・早期栽培	矢板市木幡十二社1596	2	2350	
14	水稲・早期栽培	矢板市木幡宿ノ前1053-1	2	3051	
15	水稲・早期栽培	矢板市木幡宿ノ前2493-2	1	2555	
16	水稲・早期栽培	矢板市木幡宿ノ前2497	1	3446	
17	水稲・早期栽培	矢板市木幡宿ノ前2498	1	2988	
18	水稲・早期栽培	矢板市木幡宿ノ前2499	1	2372	
19	水稲・早期栽培	矢板市木幡宿ノ前2500	2	2508	
20	水稲・早期栽培	矢板市木幡宿ノ前2506	1	3380	
21	水稲・早期栽培	矢板市木幡宿ノ前2448	1	2313	
22	水稲・早期栽培	矢板市木幡宿ノ前2459	2	6654	
23	水稲・早期栽培	矢板市木幡宿ノ前2476	1	497	
24	水稲・早期栽培	矢板市木幡宿ノ前2418	2	3343	
25	水稲・早期栽培	矢板市木幡御領2394	2	3692	
26	水稲・早期栽培	矢板市木幡御領2404	3	2114	
27	水稲・早期栽培	矢板市木幡御領2419	3	1915	
28	水稲・早期栽培	矢板市木幡御領2436	1	3310	
29	水稲・早期栽培	矢板市木幡御領2439	1	3310	
30	水稲・早期栽培	矢板市木幡上シットウ2360	5	9029	
31	水稲・早期栽培	矢板市木幡上シットウ2365	1	2189	
32	水稲・早期栽培	矢板市木幡上シットウ2367	1	1595	
33	水稲・早期栽培	矢板市木幡馬場先920	1	1167	
34	水稲・早期栽培	矢板市木幡宮下1187	1	3900	
35	水稲・早期栽培	矢板市木幡遠鳥居2273	1	3003	
36	水稲・早期栽培	矢板市木幡遠鳥居2261	1	1828	
37	水稲・早期栽培	矢板市木幡塚原2235	1	2992	
38	水稲・早期栽培	矢板市木幡塚原2208	1	2725	

39	水稲・早期栽培	矢板市木幡塚原 2 2 1 3	1	3072
40	水稲・早期栽培	矢板市木幡塚原 2 2 1 4	1	3043
41	水稲・早期栽培	矢板市木幡塚原 2 2 1 5	1	3045
42	水稲・早期栽培	矢板市木幡小林 2 1 5 2 - 2	1	3097
43	水稲・早期栽培	矢板市木幡小林 2 1 5 3	1	2920
44	水稲・早期栽培	矢板市木幡新田 2 1 2 1	1	3069
45	水稲・早期栽培	矢板市木幡新田 2 1 2 2 - 1	2	2601
46	水稲・早期栽培	矢板市木幡新田 2 1 2 2 - 4	3	2402
47	水稲・早期栽培	矢板市木幡下方 2 1 9 7	1	3567
48	水稲・早期栽培	矢板市木幡小林 2 1 3 8	1	1263
49	水稲・早期栽培	矢板市境林下河原 1 1 2 6	3	6212
50	水稲・早期栽培	矢板市木幡下河原 1 0 4 8	2	4106

147243

5 割減の栽培

上記作付は、すべて水稲早期栽培

<添付書類>

1. 栽培管理計画（様式9号）の写し
2. ほ場の位置図（公図又は住宅地図等）。ただし、前年度の申請と同一ほ場の場合は省略することができる。
3. 航空防除作業地図（ただし、認証区分が無農薬であり、かつ、航空防除実施地域の場合に限る。）
4. 栽培管理情報の公開に係る同意書（様式26号）。（ただし、当該農産物に係る栽培管理情報を県のホームページで公開する場合に限る。前年度提出している場合は省略することができる。）

- ※注） 1. 栽培ほ場区画、対象作目・作型、作付け回数及び使用資材が異なる場合は、段（行）を改めて記載すること。
 2. 作型の明確な区分なく同一ほ場において、同一作目を同じ栽培方法で年数回作付けする場合は、段（行）を改めて記載することとし、備考欄に何作目かを記載すること。